

◇追納をして満額受給に近づけましょう◇

納期限から2年を過ぎると、時効により未納となっていた保険料は納められなくなります。

しかし、免除制度によって免除または猶予されていた期間分は、**10年以内であればさかのぼって納めること（追納）**ができます。

☆免除の申請を受けた年度の保険料を平成20年度に追納する場合の追納額（月額）

	全 額 免 除	半 額 免 除
平成13年度の月分	15,350円	
平成14年度の月分	14,760円	
平成15年度の月分	14,540円	7,380円
平成16年度の月分	14,340円	7,270円
平成17年度の月分	14,380円	7,170円
平成18年度の月分	14,440円	7,220円
平成19年度の月分	14,470円	7,230円
平成20年度の月分	14,580円	7,290円
平成21年度の月分	14,660円	7,330円
平成22年度の月分	15,100円	7,550円

※平成20年度分以前の保険料に加算額が上乗せされます